

令和 8 年 3 月 25 日

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（案）等に対する意見募集の結果

総務省は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（案）等について、令和 8 年 1 月 20 日（火）から令和 8 年 2 月 18 日（水）までの間、広く意見を募集したところ、以下のとおり合計 10 件の意見の提出がありました。提出された意見及びそれらに対する考え方を取りまとめましたので公表します。

1 背景

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、住民記録システム、戸籍附票システム及び印鑑登録システムに必要とされる機能等について、機能標準化基準として省令及び同省令の規定に基づく告示を定めるものです。

2 意見募集の結果

下記の省令案等につき、令和 8 年 1 月 20 日（火）から令和 8 年 2 月 18 日（水）までの間、意見の募集を行ったところ、合計 10 件の意見の提出がありました。提出された意見及びそれらに対する考え方は、別紙のとおりです。

- ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（案）等について
- ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（案）等について
- ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（案）等について

3 省令等の公布

下記の省令等が本日公布されたところです。

- ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令及び関連告示
- ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令及び関連告示
- ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令及び関連告示

(連絡先)

総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室

担当：東島、細川

電話：03-5253-5364 (直通)